

会 議 の 要 旨 (議 事 録)

会議の名称	平成30年度 第1回 鳥栖市空家等対策協議会		
開催日時	平成30年8月1日(水) 10:00～11:40		
開催場所	鳥栖市役所 2階 特別会議室		
出席者数	15人	傍聴人数	3人
議 題	(1) 空家等対策計画に基づく取り組みについて ～ 適正管理・除却・活用等 ～ (2) 特定空家等の認定・措置内容(案)について		
配布資料	・資料1 基本的な取り組みについて ・別紙1 空家等の管理に関するパンフレット(案) ・別紙2 空家等に関する相談窓口 ・別紙3 鳥栖市不良住宅空家除却費補助事業(概要) ・別紙4 移住・定住体験施設のチラシ		
所 管 課	(課 名) 産業経済部 建設課 (電話番号) 0942-85-3600		

第 1 回 鳥栖市空家等対策協議会

日 時 : 平成30年8月1日(水) 10時00分 ~ 11時40分

場 所 : 鳥栖市役所2階特別会議室

1 開 会

2 議 事

以下の議題について、資料に基づき事務局より説明

(1) 空家等対策計画に基づく取り組みについて

～ 適正管理・除却・活用等 ～

(2) 特定空家等の認定・措置内容(案)について

<質疑応答>

質疑・応答者	内 容
会 長	議題1の資料1についてご説明をしました。ご質問・意見などありましたらお願いします。
委 員	別紙1の文言の修正で、P4の佐賀県司法書士会の相談曜日の修正、P1の「外注」を「害虫」に、「違法投棄」を「不法投棄」に、「空き家の管理をお願いします」の次の「空き家等は個人の資産です」を「空き家等は個人の資産ですが」がよいと思われます。
事務局	ご指摘ありがとうございます。
委 員	農地付き空き家について、武雄市に行かれたということですが、武雄市は1㎡まで緩和し成功されていると聴いているが、鳥栖市としてはいつから緩和したいと思い鳥栖市農業委員会と話し合いをされているのでしょうか。実際に農地付き住宅については、平成16年に農林水産省からの通知がありましたので。
事務局	鳥栖市といたしましては、宅建協会へ仲介等を依頼しながら、今年度「全国版空き家バンク」の運用を始めていきますので、今年度中に鳥栖市農業委員会に方向性を示してもらいたいと考えています。 なお、武雄市の状況については、2件、話がきていますと伺っています。 それから、委員にお聴きしたいのですが、市内にも農地付き空き家はありますか。

質疑・応答者	内 容
委 員	あります。田舎に行くと敷地内でなく、隣に小さな畑や田んぼがあったりします。市街地ではあまりないと思いますが。
事務局	市街化調整区域になってくるのでしょうか。
委 員	そうなります。このような場合、資格がないと農地は取得できず、分断して売らなくてはいけないということになり、宅地のみ売却され、農地は耕作放棄地になったりします。
会 長	接道の問題はでてくるのでしょうか。
委 員	農地ですので、接道の問題は大丈夫と思われれます。
会 長	その他意見等はありませんか。以上で議題1を終わります。
— これ以降 非公開 —	